

議案第 62 号

桐生市都市計画税条例の一部を改正する条例案

桐生市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 26 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市都市計画税条例の一部を改正する条例

桐生市都市計画税条例(平成10年桐生市条例第3号)の一部を次のように改正する。
附則第13条を附則第14条とする。

附則第12条中「附則第4条及び第6条」を「附則第5条及び第7条」に、「附則第4条及び第7条」を「附則第5条及び第8条」に、「附則第5条、第7条及び第8条」を「附則第6条、第8条及び第9条」に、「附則第7条から第9条まで」を「附則第8条から第10条まで」に、「附則第9条」を「附則第10条」に、「附則第10条」を「附則第11条」に改め、同条を附則第13条とする。

附則第11条中「附則第9条」を「附則第10条」に改め、同条を附則第12条とし、附則第10条を附則第11条とし、附則第9条を附則第10条とする。

附則第8条中「附則第4条」を「附則第5条」に改め、同条を附則第9条とする。

附則第7条中「附則第4条」を「附則第5条」に改め、同条を附則第8条とする。

附則第6条中「附則第4条」を「附則第5条」に改め、同条を附則第7条とし、附則第3条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、附則第2条の次に次の1条を加える。

(法附則第15条の11第1項の条例で定める割合)

第3条 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 説 明

議案第 62 号 桐生市都市計画税条例の一部を改正する条例案

地方税法等の一部改正に伴い、課税標準の特例について所要の改正を行おうとするものです。